

神奈川工科大学 大学院学則

(平成元年4月1日制定)

第1章 総 則

(目 的)

第 1 条 神奈川工科大学大学院(以下「本大学院」という。)は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、文化の進展に寄与することを目的とする。

(自己評価等)

第1条の2 本大学院は、その教育研究水準の向上を図り、本大学院の目的及び社会的使命を達成するため、本大学院における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行うよう努めるものとする。

(研 究 科)

第 2 条 本大学院に、工学研究科(以下「研究科」という。)を置く。

(課 程)

第 3 条 研究科に、博士課程を置く。

2. 博士課程は、これを前期2年及び後期3年の課程に区分し、前期2年の課程を修士課程として取扱う。

3. 本学則において、前項の前期2年の課程は「博士前期課程」といい、後期3年の課程は、「博士後期課程」という。

(専 攻)

第 4 条 研究科に、次の専攻を置く。

機械工学専攻

電気電子工学専攻

応用化学・バイオサイエンス専攻

機械システム工学専攻

情報工学専攻

ロボット・メカトロニクスシステム専攻

(教育研究上の目的の公表等)

第4条の2 本大学院は、工学研究科及び専攻ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則に定め、それを公表するものとする。

2. 工学研究科における人材の養成及びその他の教育研究上の目的は以下のとおりである。

博士前期課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目的とする。また、博士後期課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、高度で専門的な業務に従事するために必要となる高度な研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

3. 各専攻における人材の養成及びその他の教育研究上の目的は以下のとおりである。

(1) 機械工学専攻は、工学、工業において、その根幹的役割を担う機械工学の基礎的知識の上に、最近の機械工学の進歩と多様化に対応するため、さらに充実、高度化した学習により、技術の開発、設計及び生産などを総合的に推進しうる応用能力と開発能力をもつ技術者、研究者を養成することを目的とする。

(2) 電気電子工学専攻は、電力・制御、材料・半導体・光エレクトロニクス、そして情報処理・通信システムなどの分野における急速な技術革新に対応するために、教育研究を通して、広い視野で総合的に把握できる応用力と高い適応性をもつ技術者、研究

者を養成することを目的とする。

- (3) 応用化学・バイオサイエンス専攻は、無公害化・省資源・省エネルギーを基本とした化学プロセスの開発、高機能材料の開発・機能性分子の創生・生物機能の解明と利用、バイオテクノロジーなど諸分野にわたる幅広い基礎知識と応用力を養い、将来、有能な技術者として活躍でき、しかも創造力と豊かな人間性をもった人材の養成を目的とする。
- (4) 機械システム工学専攻は、製品設計から機能予測までの基礎となる計算力学、高効率エネルギー利用を支える熱流体システム、人間の感性に適合した機能を実現する機械システム制御、電子・情報工学を含む高度知能化技術と先端的加工技術の基礎となる生産システム工学等の時代に即した機械システムの開発・製造・運用などを遂行できる高度専門技術者と研究者を養成することを目的とする。
- (5) 情報工学専攻は、情報をベースとした政治、経済、技術、文化のグローバル化、ネットワーク化、分散化、オープン化、そして価値の個別化に及んでいる情報化社会の変化を予見し、リードできる創造性と問題解決能力に優れた研究者と高度専門技術者を育成することを目的とする。
- (6) ロボット・メカトロニクスシステム専攻は、ロボット・メカトロニクス並びに福祉工学に関する高度な専門的知識や技術を習得しようとする学生及び社会人を対象として、先端的産業分野において新たな技術開発ができるだけでなく、生活を豊かにし、高齢者や障がい者が社会参加できるための機器（介護・介助ロボット、福祉機器、健康維持・増進機器など）を開発することのできる人材を養成することを目的とする。

(収容定員)

第 5 条 本大学院の収容定員は、次のとおりとする。

研究科	専攻	博士前期課程		博士後期課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
工学研究科	機械工学専攻	14人	28人	2人	6人
	電気電子工学専攻	16人	32人	2人	6人
	応用化学・バイオサイエンス専攻	16人	32人	2人	6人
	機械システム工学専攻	14人	28人	2人	6人
	情報工学専攻	18人	36人	2人	6人
	ロボット・メカトロニクスシステム専攻	6人	12人	-	-
計		84人	168人	10人	30人

(修業年限)

第 6 条 博士前期課程の標準修業年限は、2年とする。

2. 博士後期課程の標準修業年限は、3年とする。

(在学期間)

第 7 条 在学期間は、博士前期課程にあつては4年、博士後期課程にあつては6年を超えることができない。

(学年・学期・休日・休業日)

第 8 条 学年・学期・休日及び休業日については、神奈川工科大学学則（以下「大学学則」という。）第10条から第13条までの規定を準用する。

第2章 教員組織及び運営組織

(教員組織)

第9条 本大学院には、その教育研究上の目的を達成するため、研究科及び専攻の規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員を置くものとする。

2. 本大学院は、教員の適切な役割分担及び連携体制を確保し、組織的な教育が行われるよう特に留意するものとする。

(研究科長)

第9条の2 本大学院に工学研究科長（以下「研究科長」という。）を置く。

2. 研究科長は学長を以って充てる。

(主任)

第10条 本大学院研究科各専攻に主任を置く。

2. 主任は研究科各専攻の教授のうちから研究科長が指名する。

(教員)

第11条 本大学院における授業及び研究指導は、本大学院の教授が担当する。ただし、必要に応じて准教授又は講師に担当させることができる。

(運営組織)

第12条 本大学院工学研究科の重要事項を審議するため、工学研究科委員会（以下「研究科委員会」という。）を置く。

2. 研究科委員会は次の事項を審議する。
 - (1) 学則、学位規則その他重要な規則の制定改廃に関すること。
 - (2) 学生の研究及び指導に関すること。
 - (3) 学生の入学、休学、復学、転学、再入学、退学及び除籍に関すること。
 - (4) 授業科目の編成、担当及び試験に関すること。
 - (5) 学位論文の審査及び最終試験に関すること。
 - (6) 学位授与に関すること。
 - (7) 学生の賞罰に関すること。
 - (8) 教員の人事に関すること。
 - (9) その他大学院の運営に関すること。
3. 前項のほか、研究科委員会に関する事項は、別に定める大学院工学研究科委員会規則による。

第3章 教育課程及び履修方法

(教育課程の編成方針)

第13条 本大学院は、その教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設するとともに学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）の計画を策定し、体系的に教育課程を編成するものとする。

2. 教育課程の編成に当たっては、本大学院は、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう配慮するものとする。

(授業及び研究指導)

第13条の2 本大学院の教育は、授業科目の授業及び研究指導（研究指導に当たる教員を「指導教授」という。）によって行う。

(授業科目及び単位数)

第14条 研究科各専攻の授業科目及び単位数は別表1のとおりとする。

(履修方法)

第15条 学生は、その在学期間中に所要の授業科目を履修し、30単位以上を修得し、かつ、

指導教授による研究指導を受けなければならない。

2. 履修する授業科目の選択に当たっては、あらかじめ指導教授の承認を受け、かつ、履修しようとする授業科目につき、指定の期日までに履修願を研究科長に提出しなければならない。
3. 指導教授が必要と認めた場合は、他の専攻の授業科目又は学部の授業科目を指定して履修させることができる。ただし、この場合にあっても、学部の授業科目の修得単位は、修了の要件となる単位には算入しない。
4. 本大学院が教育上有益と認めるときは、他の大学の大学院において修得した授業科目の単位を、10単位を超えない範囲で本大学院の修了の要件となる単位として認めることができる。
5. 他の大学の大学院から本大学院に転入学した者が、その大学院で修得した単位を研究科委員会の議を経て研究科の単位に換算することができる。

(入学前の既修得単位等の認定、単位の計算等)

第 16 条 入学前の既修得単位等の認定、科目の単位、1年間の授業期間、修了認定の方法及び資格並びに成績の評価については、大学学則第16条の4から第20条までの規定を準用する。

(一の授業科目について二以上の方法の併用により行う場合の単位の計算方法)

第16条の2 本大学院が、一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合の単位数を計算するに当たっては、その組み合わせに応じ、大学学則第17条に規定する基準を考慮して本大学院が定める時間の授業をもって1単位とする。

(成績評価基準等の明示等)

第16条の3 本大学院は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに1年間の授業及び研究指導の計画を予め明示するものとする。

2. 本大学院は、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第16条の4 本大学院は、当該大学院の授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

(教育職員の免許状)

第 17 条 本大学院において、教育職員免許状の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法及び同法施行規則の定める所要の単位を修得しなければならない。

2. 前項に定める免許状の種類は、次表のとおりとする。

研究科	専攻	免許状の種類	
工学研究科	機械工学専攻	高等学校教諭専修免許状	工業
	電気電子工学専攻	高等学校教諭専修免許状	工業
	応用化学・ハイサイエンス専攻	高等学校教諭専修免許状	工業
			理科
	機械システム工学専攻	高等学校教諭専修免許状	工業
情報工学専攻	高等学校教諭専修免許状	工業	
		情報	

第4章 課程の修了要件及び学位の授与

(博士前期課程の修了要件)

第 18 条 博士前期課程の修了要件は、当該課程に2年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、第4条の2に定める博士前期課程の目的に応じ、本大学院の行う修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

(博士後期課程の修了要件)

第18条の2 博士後期課程の修了要件は、当該課程に3年以上在学し、必要な研究指導を受けた上、本大学院の行う博士論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

(学位論文の審査)

第 19 条 修士又は博士の学位論文の審査は、研究科委員会が定める審査委員によって行う。

(最終試験)

第 20 条 最終試験は、提出された論文を中心として、これに関連のある科目について口答又は筆答により行う。

(合否の決定)

第 21 条 合否の決定は前2条の結果に基づき、研究科委員会において審議のうえ、決定する。

(学位の授与)

第 22 条 本大学院の博士前期課程を修了した者には修士(工学)の学位を、博士後期課程を修了した者には博士(工学)の学位を授与する。

2. 学位に関し必要な事項は別に定める。

第5章 入学・休学・復学・転入学・退学・転学・再入学・及び除籍

(入学の時期)

第 23 条 入学の時期は、学年の始めとする。

(博士前期課程の入学資格)

第 24 条 本大学院博士前期課程に入学できる者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

(1)大学を卒業した者

(2)学校教育法第68条の2第3項の規定により学士の学位を授与された者

(3)外国において学校教育における16年の課程を修了した者

(4)文部科学大臣の指定した者

(5)大学に3年以上在学し、又は外国において学校教育における15年の課程を修了し、本大学院において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認められた者

(6)本大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、22歳に達したもの

(7)その他本大学院において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

(博士後期課程の入学資格)

第24条の2 本大学院博士後期課程に入学できる者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

(1)修士の学位を有する者

(2)外国において修士の学位に相当する学位を授与された者

(3)文部科学大臣の指定した者

(4)本大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者で、24歳に達したもの

(5)その他本大学院において、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者

(入学志願手続き)

第 25 条 本大学院に入学を志願する者は、所定の書類に入学検定料を添えて、これを定められた期日までに提出しなければならない。

(入学許可)

第 26 条 入学の許可は、本大学院の選抜試験に合格した者につき研究科委員会の議を経て、これを決定する。

(入学手続)

第 27 条 入学を許可された者は、別に定める期日までに、入学金及び授業料等を添えて所定の手続きをしなければならない。

(保証人)

第 28 条 入学者は、入学手続に際し、保証人を定めなければならない。

2. 保証人は、父母又は独立の生計を営む成年者で、本人の身上に関する一切の責任を負い得る者でなければならない。

(再入学)

第 29 条 本大学院を退学した者が再入学を願い出たときは、研究科委員会の議を経て許可することができる。

(転入学)

第 30 条 他の大学の大学院から本大学院に転学を志望する者があるときは、研究科委員会の議を経て許可することができる。

(休学・復学・転学・退学及び除籍)

第 31 条 休学・復学・転学・退学及び除籍については、大学学則第33条から第37条までの規定を準用する。

第6章 入学検定料・入学金及び授業料等

(入学検定料・入学金及び授業料等)

第 32 条 入学検定料・入学金及び授業料等は別表2のとおりとし、第34条に定める研究生、科目等履修生及び聴講生の納付金等は別表3のとおりとする。

2. 前項については、大学学則第43条第2項から第7項までの規定を準用する。

3. 入学金については、理事長の承認を得てその免除又は減額を行うことができる。

第7章 外国人留学生

(外国人留学生)

第 33 条 外国人で、大学院において教育を受ける目的をもって入国し、本大学院に入学を志願する者があるときは、研究科委員会の議を経て外国人留学生として入学を許可することができる。

2. 外国人留学生に関し必要な事項については別に定める。

第8章 研究生、科目等履修生、単位互換履修生、特別聴講学生及び聴講生

(研究生・科目等履修生・単位互換履修生・特別聴講学生・聴講生)

第 34 条 本大学院の研究生、科目等履修生、単位互換履修生及び特別聴講学生については、大学学則第39条から第42条の規定を準用し、聴講生については別に定める。

第 35 条 削除

第9章 賞 罰
(賞 罰)

第 36 条 学生の表彰及び懲戒については、大学学則第44条から第46条までの規定を準用する。

第10章 学生生活と課程外教育
(生活指導)

第 37 条 在学生の生活指導及び課程外教育については、大学学則第47条の規定を準用する。
(健康管理)

第 38 条 在学生の健康管理については、大学学則第48条の規定を準用する。

第11章 大学院の事務
(事務処理)

第 39 条 本大学院の事務は、神奈川工科大学事務局において処理する。

- 附 則
1. この学則は、平成元年4月1日から施行する。
 2. この学則の実施に関する必要な細則は、別に定める。
 3. この学則の改正は、平成2年4月1日から施行する。
 4. この学則の改正は、平成3年4月1日から施行する。
 5. 第22条の改正は、平成4年3月1日から施行する。
 6. この学則の改正は、平成4年4月1日から施行する。
 7. この学則の改正は、平成5年4月1日から施行する。
 8. この学則の改正は、平成6年4月1日から施行する。
 9. この学則の改正は、平成7年4月1日から施行する。
 10. この学則の改正は、平成8年4月1日から施行する。

ただし、神奈川工科大学大学院工学研究科修士課程の名称は、改正後の学則第3条、第5条、第6条、第7条、第18条、第22条、第24条、別表1、別表2の規定にかかわらず、平成8年3月31日に当該課程に在学する者が当該課程に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

11. この学則の改正は、平成9年4月1日から施行する。
12. この学則の改正は、平成10年4月1日から施行する。
13. この学則の改正は、平成11年4月1日から施行する。
14. この学則の改正は、平成12年4月1日から施行する。

ただし、神奈川工科大学大学院工学研究科工業化学専攻の名称は、改正後の学則第4条、第5条、第17条及び別表1の規定にかかわらず、平成12年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

15. この学則の改正は、平成13年4月1日から施行する。
16. この学則の改正は、平成14年4月1日から施行する。
17. この学則の改正は、平成15年4月1日から施行する。
18. この学則の改正は、平成16年4月1日から施行する。
19. この学則の改正は、平成17年4月1日から施行する。
20. この学則の改正は、平成17年10月1日から施行する。
21. この学則の改正は、平成18年4月1日から施行する。

22. この学則の改正は、平成19年4月1日から施行する。
23. この学則の改正は、平成20年4月1日から施行する。
24. この学則の改正は、平成21年4月1日から施行する。
25. この学則の改正は、平成22年4月1日から施行する。
26. この学則の改正は、平成23年4月1日から施行する。